

○桜井宇陀広域連合議会公印規則

〔平成9年3月31日〕
議 会 規 則 第 3 号

(目的)

第1条 この規則は、桜井宇陀広域連合議会の公印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の形状等)

第2条 公印の種類、ひな形、書体、規格、及び管理者は、別表のとおりとする。

(公印管理者)

第3条 公印の管理者は、事務局長とする。

(準用)

第4条 この規則に定めるもののほか、公印の取扱いに関する事項については、桜井宇陀広域連合公印規則（平成9年3月桜井宇陀広域連合規則第5号）の規定を準用する。

附 則

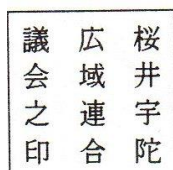
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書 体	規 格	管 理 者
議 会 印	1	てん書	方24ミリメートル	事務局長
議 長 印	2	てん書	方24ミリメートル	事務局長

ひな形

1



2

